

危険ドラッグ（シバガス）対策について

平成27年9月27日

広域医療局

1 概要

欧州において、医療用の麻酔などに使用されている亜酸化窒素（笑気ガス）の乱用が広がり、社会問題となっている。

国内では「シバガス」という商品名で、自転車のタイヤ補充用ガスと称して主にインターネットで販売されているが、実際には、ガスを吸引し、多幸感や陶酔感を得る目的で使用されている実態がある。

高濃度の亜酸化窒素は吸引すると酸欠状態となり、意識を失う危険性もある新たな形態の「危険ドラッグ」であり、今後、国内でも乱用されるおそれがある。

2 関西広域連合の今後の対応

- ・ 構成府県が連携して、緊急的に広報・啓発を行い、健康被害の発生を未然に防止する。
- ・ 実務担当者会議において、シバガスを含む危険ドラッグに関する規制・啓発について情報共有を図り、事故の未然防止につなげる。

○危険ドラッグ実務担当者会議

- ◆実施日：平成27年11月2日（月）10時30分から12時30分まで
- ◆場所：大阪府立国際会議場
- ◆目的：指定薬物等に関する規制・啓発についての情報共有を図る。
- ◆対象者：構成府県の危険ドラッグの担当者

（参考）構成府県のこれまでの対応

和歌山県：平成27年8月21日 条例による知事監視製品に指定

鳥取県：平成27年8月28日 条例による知事指定候補薬物に指定

徳島県：平成27年9月25日 条例による知事監視製品に指定